

新産業廃棄物最終処分場整備事業

落札者決定基準書

令和6年10月

公益財団法人 宮城県環境事業公社

目次

1. 事業者選定基準の位置づけ	1
2. 落札者決定の手順	1
3. 審査方法	3
4. 落札者の決定	5

1. 事業者選定基準の位置づけ

宮城県環境事業公社（以下、「公社」という。）が発注する新産業廃棄物最終処分場建設工事（以下、「本工事」という。）を実施する事業者には、施設の整備、運営・維持管理に関する専門的な知識やノウハウが求められる。

このため、公社では、事業者の選定にあたっては、価格及びその他の条件（性能、機能、技術等）によって落札者を決定する総合評価一般競争入札方式を採用する。

この事業者選定基準（以下、「本基準」という。）は、総合評価一般競争入札方式により落札者を決定するため、入札参加者から提出された技術提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

2. 落札者決定の手順

落札者決定の主な手順は、次のとおりであり、その流れは図－1に示すとおりである。

（1）入札参加資格審査

応募者から提出された入札参加資格審査に関する提出書類を基に、入札説明書の「入札参加資格要件」に示した事項を満たしているかどうかの確認を行う。入札参加資格要件を満たしていることが確認された応募者のみ、次段階の技術提案審査に参加できるものとし、入札参加資格要件を満たしていない応募者は失格とする。

（2）審査項目

1）基礎審査

技術提案書に記載された内容が設計図書の内容を満たしていることを確認する。

当該要件をいずれも満たしていることを確認した応募者のみ、次段階の技術審査及び価格審査に進むことができるものとする。

2）価格以外の審査

①企業及び配置技術者の審査

代表企業、浸出水処理施設建設企業及び各企業の配置予定技術者の施工実績等を提出された総合評価技術資料により確認する。

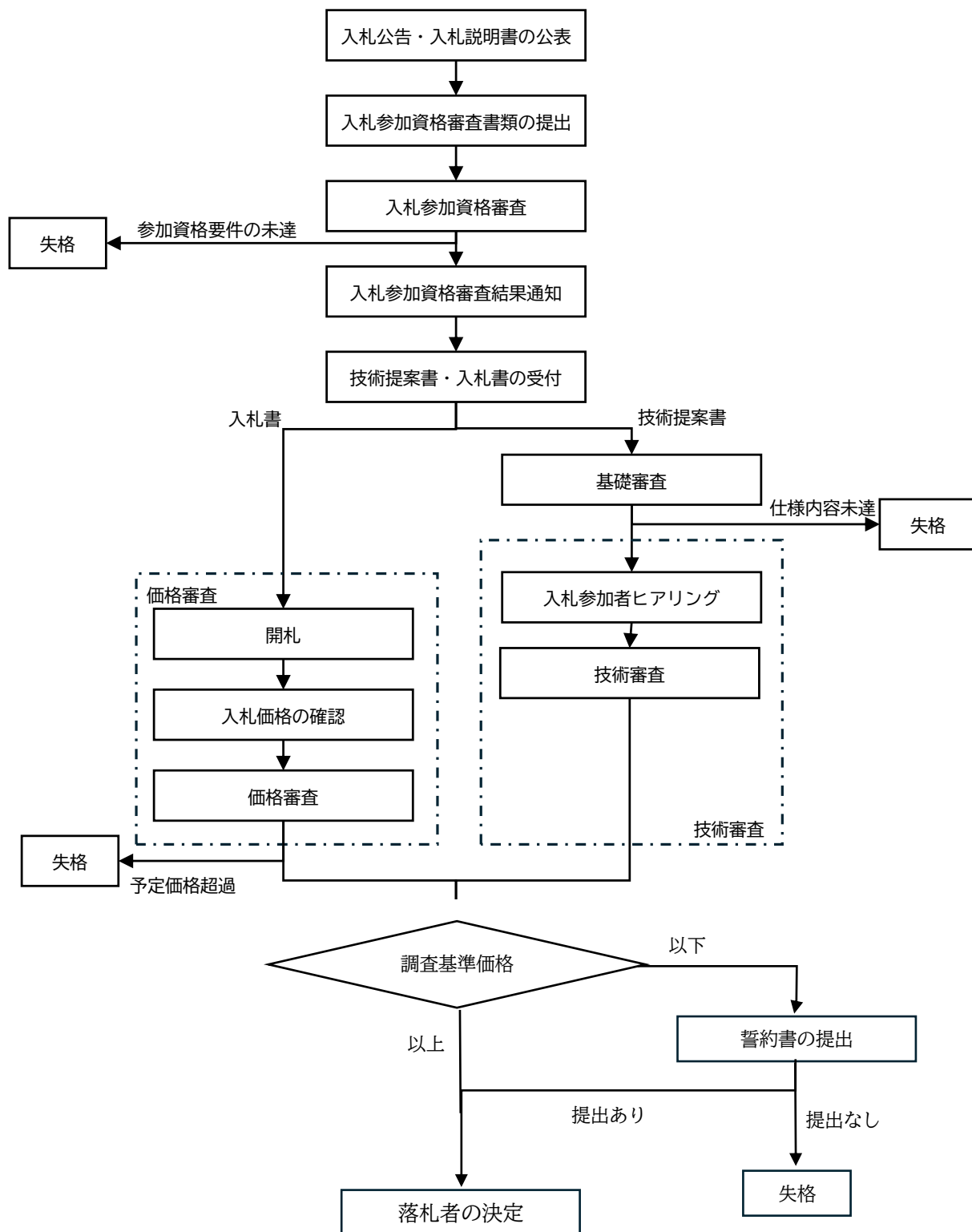
②技術審査

技術提案書を評価、点数化し、技術評価点を算出する。

なお、技術審査に当たっては、入札参加者へのヒアリングを実施する。

4）価格審査

入札価格を点数化し、価格評価点を算出する。



図－１ 落札者決定の手順

3. 審査方法

審査にあたっては、公社役職員で構成する「新産業廃棄物最終処分場建設工事に係る落札候補者選定委員会（以下、「委員会」という。）」を設置して審査を実施する。

なお、委員会は、専門的知見を得るため、学識経験者2人以上を外部委員として選定し、審議内容に対する意見を聴取する。

（1）入札参加資格審査

公社は、入札参加資格確認申請書類をもとに、入札参加者が満たすべき参加資格要件について確認する。参加資格要件を満たしていない場合は、失格とする。

（2）基礎審査

公社は、入札書類（入札書・技術提案書等）のうち、技術提案書に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。技術提案書に記載された内容が基礎審査項目を満たしていない場合は、失格とする。

1）技術提案書の構成

技術提案書について、必要な書類が揃っており、入札説明書に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。

2）提案内容の整合性

技術提案書全体について、書類間の整合が図られ提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

3）仕様内容の達成

技術提案書の内容が仕様内容を満たしていること。

（3）総合評価の方法

総合評価は、入札者の申込みに係る価格点（40点満点）と価格以外の評価点（企業の実績等評価及び技術評価 60点満点）の合計を総合評価点とする。

審査項目	配点
価格以外の評価点	60点
価格評価点	40点
総合評価点	100点

（4）価格以外の評価点の審査方法

委員会では、「技術審査における評価基準」に示す評価項目ごとの「評価の視点」により評価を行う。評価にあたっては、企業や配置技術者等の実績等については加点点評価とし、技術提案については、加点点評価の他、配点に表-2の「採点における評価基準」により点数を付与し、その合計を価格以外の評価点とする。技術評価点の計算にあたっては、小数第3位を四捨五入する。また、技術審査にあたっては、外部委員同席のもと、入札参加者に対するヒアリングを実施する。

1) 評価項目及び配点・加点（表－1）

評 価 項 目		配 点	加 点
1 実績に係る評価（加点合計 5点）			5
企業の施工実績	(1)代表企業		2
	(2)浸出水処理施設建設企業		1
配置予定技術者の実績	(3)代表企業		1
	(4)浸出水処理施設建設企業		1
2 技術提案の評価（配点・加点合計 55点）		54	1
2-1 施工計画・工程管理に関する事項 （合計17点）	(1)施工計画	9	
	(2)工程管理	4	
	(3)施工体制	2	
	(4)安全管理	2	
2-2 品質管理に関する事項 （合計13.5点）	(1)埋立地	5	
	(2)浸出水処理施設	5	
	(3)浸出水調整槽	3	
	(4)その他施設		0.5
2-3 運用・維持管理に関する事項 （合計13.5点）	(1)埋立地	5	
	(2)浸出水処理施設	4	
	(3)浸出水調整槽	4	
	(4)その他施設		0.5
2-4 周辺環境及び企業・住民への配慮 （合計11点）	(1)周辺環境等への配慮	3	
	(2)地元企業との連携	3	
	(3)地域住民対応	5	

2) 採点における評価基準（表－2）

評価	審査基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	仕様内容を満たす程度	配点×0.00

(5) 価格審査の方法

1) 開札及び入札価格の確認

公社は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は、失格とする。

2) 入札価格の得点化方法

価格評価点は次の方法で算出する。

満点入札率：A（％）

$$A = (\text{設計純工事費} \times 0.97 + \text{設計現場管理費} \times 0.85 + \text{設計一般管理費} \times 0.63) \div \text{設計額} \times 100$$

ただし、92％を超える場合は、92％に置き換える。

①（A％＜入札率≤100％）における価格評価点

入札率 105％における価格評価点が0点

入札率A％における価格評価点が40点

の2点を通る $x^2/a^2 + y^2/b^2 = 1$ ($b > a > 0$) で示される楕円の式により算出される以下の y の値（正）とする。

$$\cdot \text{価格評価点 } y = (b^2 \times (1 - x^2/a^2))^{1/2}$$

y ：価格評価点

x ：入札率－A

a ：105－A

b ：40（長径（2b）の1/2を価格評価点の満点とする）

②（A％≥入札率）における価格評価点（レベル区間）

入札率A％以下は、価格評価点の満点（40点）で一定とする。

$$\cdot \text{価格評価点 } y = 40 \text{ 点}$$

4. 落札者の決定

委員会は、価格以外の審査及び価格審査により、総合評価点が最も高い入札参加者を落札候補者として選定する。総合評価点の最も高い提案が複数ある場合は、当該入札参加者の技術審査の得点が最も高い入札参加者を落札候補者として選定する。さらに、この場合において、技術審査の得点が同点である提案が複数ある場合には、当該入札参加者によるくじ引きにより落札候補者を選定する。

当該入札参加者の総合評価点＝

当該入札参加者の価格以外の評価点＋当該入札参加者価格評価点

公社は、委員会の選定結果を基に落札者を決定する。

表－３ 技術審査における評価項目及び評価基準

１ 実績に係る評価（加点合計 ５点）

評価項目	評価の主な視点	配点	加点
(1)代表企業の施工実績	陸上埋立方式の一般廃棄物最終処分場または産業廃棄物管理型最終処分場（以下「同種工事」という。）を平成 16 年度以降に、元請けとして施工し、完成した実績（共同企業体構成員の場合は、出資比率20%以上）。 （加点基準の規模） 埋立容量500,000m ³ 上記容量以上複数 +2 上記容量以上 +1 上記容量未満 ±0		2
(2)浸出水処理施設企業の施工実績	同種工事の浸出水処理施設を平成 16 年度以降に、施工し完成した実績（共同企業体構成員の場合は、出資比率20%以上）。 （加点基準の規模） 施設規模 100m ³ /日 上記以上の規模 +1 上記未満の規模 ±0		1
(3)代表企業の配置技術者の実績	平成 16 年度以降の同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）の経験 あり +1 なし ±0		1
(4)浸出水処理施設建設工事の配置技術者の実績	平成 16 年度以降の同種工事の浸出水処理施設の実績を評価 あり +1 なし ±0		1

２ 技術提案の評価（配点・加点合計 ５５点）

２－１ 施工計画・工程管理に関する事項（配点合計 １７点）

評価項目	評価の主な視点	配点	加点
(1)施工計画	①現地特性（地形、地質、水文状況等）を踏まえた施工計画となっているか。 ②施工手順、各工種の施工期間の設定は適切か。 ③埋立地内の工事各段階における雨水排除・遮水工の養生対策は適切か。 ④アクセス道路（工事用道路）の施工手順は適切か。	9	

評価項目	評価の主な視点	配点	加点
(2)工程管理	①埋立開始時までに必要な施設を明確にしたうえで、部分引渡し(R9.12 末)が確実にできるか。ここでいう部分引渡しは、浸出水処理施設、管理棟、計量棟、ユーティリティとし、埋立地及び調整槽の一部の引き渡しについては、その可否も含め具体的な提案を求める。 ②部分完了期日が、1か月以上短縮可能となるか。(評価対象) <u>※全体工期(R10.3)の工期短縮は、評価対象外。</u>	4	
(3)施工体制	①共同企業体構成員、下請け企業を含めた工事管理体制(工程管理、安全管理等)は適切か。	2	
(4)安全管理	①工事中・緊急時の安全対策は適切か。 ②周辺土地利用企業と共用となる道路の安全対策等は効果的か。	2	

2-2 品質管理に関する事項 (配点・加点合計 13.5点)

(1)埋立地に関する事項	①法面部を含め、遮水工の施工方法(施工手順を含む)は、適切か。 ②埋立地からの推進管と遮水シート等の継ぎ手部の施工方法は、適切か。 ③ベントナイト混合土の施工及び品質管理方法(不透水性の確保)と施工済み部分の養生方法は適切か。	5	
(2)浸出水処理施設に関する事項	①埋立期間中の浸出水の水質・水量の変動を踏まえた設計の考え方となっているか。 ②硫化水素ガス発生時の対策は適切か。	5	
(3)浸出水調整槽に関する事項	①調整槽の水密性確保に係る施工上の工夫があるか。 ②調整槽①からの送水施設(ポンプ施設を含む)の設計上の配慮(主に硫化水素対策)は適切か。	3	
(4)その他施設に関する事項	その他施設(対象は、1施設のみ)で加点評価すべき提案		0.5

2-3 運用・維持管理に関する事項 (配点・加点合計 13.5点)

(1)埋立地に関する事項	①浸出水の水量抑制及び水質制御に関する提案。 ②埋立地内廃棄物の安定化の促進及び状況把握方法に関する提案。 ③埋立ガス中の有害物質発生の抑制及び発生時の対策に対する提案。	5	
--------------	---	---	--

評価項目	評価の主な視点	配点	加点
(2) 浸出水処理施設に関する事項	①カルシウムや硫化水素対策の維持管理費低減につながる提案。 ②埋立終了後、水質が改善した際の運転方法(段階的廃止、休止等)の提案。	4	
(3) 浸出水調整槽に関する事項	①埋立の開始から終了までの調整槽①と調整槽②の運用方法の提案。 ②ポンプ施設等の維持管理・更新計画(段階整備を含む)の提案。	4	
(4) その他施設に関する事項	その他施設(対象は、1施設のみ)で加点評価すべき提案		0.5

2-4 周辺環境及び企業・周辺住民への配慮 (配点合計 11点)

(1) 周辺環境等への配慮	①特記仕様書の記載している事項の他、自然環境又は生活環境の保全の観点から、工事期間中に対応可能な具体的な対策があるか。 ②資材等搬入道路(町道鷹ノ巣線他)で騒音・防塵対策等の提案があるか。 ③現場発生材の有効活用による廃棄物の削減が可能な提案があるか。 ④その他	3	
(2) 地元企業との連携	①共同企業体の構成員に県内に本社、本店を有する企業は、2者含まれているか。 ②地元企業との連携(下請けの県内企業の参加数、製品の利用等)を定量的に提案しているか。 ③その他	3	
(3) 地域住民等対応	①処分場に対する不安解消や理解促進に係る工事期間中における具体的な取組みを提案しているか。 ②埋立開始後から廃止までを含め、処分場の必要性や適切な維持管理の周知のみならず、事業用地の立地特性を生かした環境教育の場の提供など、対応可能な提案があるか。 ③その他	5	